

## 重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 国指定重要文化財旧広瀬家住宅について、保存活用計画を策定するため、重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、旧広瀬家住宅に関する保存活用計画を策定する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化財について専門知識を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和4年3月31日までとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、広瀬歴史記念館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。